

加東市教育委員会障害者活躍推進計画

I 計画策定について

この計画は、本市が実施する障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて、障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき作成するものです。

■ 計画策定機関

加東市教育委員会

■ 任命権者

加東市教育委員会

■ 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

■ 障害者雇用に関する課題

令和元年度における障害者雇用率は、法定雇用率2.4%に対し、3.6%となっており、法定雇用率は達成しています。

加東市教育委員会に在籍する職員は、加東市の市長部局において募集・採用事務を執り行っているため、障害者の雇用促進については、市長部局と連携して取り組む必要があります。

また、本教育委員会に在籍している障害者に対して、様々な障害特性に応じた職場の整備及び、一緒に働く職員が障害に対する理解を深めていくための各種取り組みについても、市長部局と連携して進める必要があります。

II 目標

1 採用に関する目標

- ① 実雇用率が、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率を上回ることを目標とします。
- ② 市長部局と連携して障害者の定期的・継続的な採用を行い、状況に応じて非常勤職員の採用を実施します。

（評価方法）

毎年の任免状況通報により把握し、進捗管理を行います。

2 定着に関する目標

障害を持つ職員が安心して働くことができる職場環境づくりに努め、障害を理由とした不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

(評価方法)

毎年度、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行います。

Ⅲ 取組内容

1 障害者の活躍を推進する整備体制

(1) 組織面

- ・市長部局において、募集・採用事務を執り行っていることから、人事課長を「障害者雇用推進者」とし、取り組みを推進します。
- ・障害者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を教育総務課職員から選任します。
- ・組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、必要に応じて情報を共有します。
- ・役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行います。

(2) 人材面

- ・障害者職業生活相談員に選任された者について、兵庫労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させます。
- ・障害者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の出前講座を活用し、参加を募ります。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定および創出について検討を行います。
- ・新規採用者に面接を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて点検を行います。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

- ・新規に採用した職員については定期的な面談により障害特性等に応じた職場整備等の必要性の把握に努め、継続的に必要な措置を講じます。
- ・措置を講じるに当たっては、障害を持つ職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内で適切に実施します。

(2) 募集・採用

- ・募集採用に当たっては、以下の取り扱いを行いません。
 - ① 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。

- ② 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ⑤ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。

(3) その他の人事管理

- ・必要に応じて面接を実施し、状況把握・体制配慮を行います。
- ・中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取り組みを進めます。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。